

暮らしお知らせ

☆は、行政情報報告端末機の番号です

税のお知らせ

令和3年度税制改正について

税制改正の主な内容は、次のとおりです。

「個人住民税」 控除の延長」（令和3年4月1日施行）	昨年度に引き続き延長されるもので、令和4年12月31日までの入居者に適用されるもので、今回の所得税における措置（控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものです。
-------------------------------	---

「個人住民税」セルフメーディケーション

「個人住民税」
デイケーション制度の延長
(令和4年4月1日施行)

セルフメーディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的に重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期間を5年延長するものです。

税制改正の主な内容は、次のとおりです。

「固定資産税」 （土地）の負担調整措置」 (令和3年4月1日施行)	宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急增土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続するもので、その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことなどを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限
---	---

り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置をするものです。

税制改正の主な内容は、次のとおりです。

「軽自動車税」 割の臨時的軽減の延長」 (令和3年4月1日施行)	引き上げに、令和2年度の新型コロナ緊急経済対策に引き続き、現在の経済状況等から、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時の軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。
--	--

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

生活・仕事相談会を開催します

る悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

■開催日時	①午前10時 6月8日（火） ②午前11時 7月13日（火） ③午前11時50分の2回 6月8日（火） 7月13日（火）
■申込期限	開催日前日の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。
■開催場所	総合福祉センター「ハピネス」
■その他	相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。

相談先・実施主体
自立相談支援事業所
「かみかわ生活あんしんセンター」

〒078-8231
旭川市豊岡1条2丁目
1-16
FAX
0166-333-0021
メー

1-16
FAX
0166-38-8800
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

お問い合わせ

税務住民課
税務・収納グループ
☎ 4-2511-03

相談料

無料

